

「想いをかたちに!!」ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

ボランティア OSAKA

Vol.60
2010 Spring

特集

ボランティア・市民活動をサポートする
中間支援組織にできること

地域には、社会的課題解決のために奮闘するさまざまなボランティア・市民活動団体があります。さらに彼らを支えるのが、地域等の間にたって支援を行う中間支援組織です。市民活動の多様化に伴い発展してきた中間支援組織の取り組みをご紹介します。



大阪府市町村ボランティア連絡会(ボラ連)Vサイン

ボランティア活動への参加のきっかけづくり～第69回岸和田市ボランティアサロン～

TOPIX 市民活動の今「住民参加型在宅福祉サービス」 高槻ライフケア協会

「運営委員会」から考える市町村社協ボランティアセンター

東大阪市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

ボランティア活動保険Q&A 子どものボランティア活動に関するご質問にお答えします

先輩起業家が若者の夢実現を応援
ビジネスプランコンペの開催

NPO法人 edge

「思いの波及」で
社会を変えたい

社会起業家をめざす若者を対象に、プラット・シュー・アップ式のビジネスプランコンペを実施しているedge。既にNPOを立ち上げている人や、社会起業家を支援する仕事に従事する人が集まり、2004年から6回のコンペを開催してきました。

道を志す若者を応援するための
コミュニティを作ろうと考えた
んです。起業家仲間を増やすこと
で、自分たちが直接関わることの
できない他の課題解決にも結び
つけたかった。その活動が結果的
に中間支援という形になりまし



▲NPO法人edge代表の田村太郎さん

への準備に着手していることを応募条件とする社会人起業家部門があり、各部門から5名前後がファイナルに進出。この過程で自覚してもらうことなどといいます。「事業計画作成では、課題の絞り込みと、目標の正しい設定、そ

長年の財産であるノウハウを
メンターとして伝授

コンペは1次の書類選考に始まり、合宿形式の2次、セミファイナル、公開形式のファイナルまでの4段階で行います。その間は約半年。高校生以上を対象とする学生チャレンジ部門と、事業開始

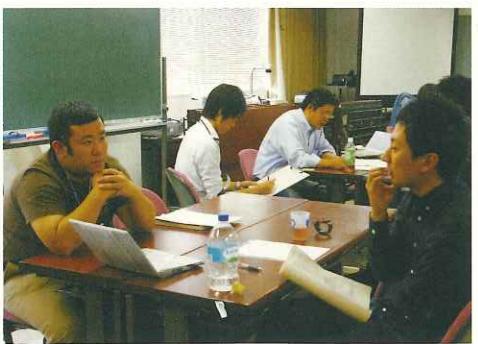


△コンペでは社会起業家を目指す若者がプランの実現性を試します

より機能的なサポートを
生むテーマ型の支援を

にもなり、思いのある企業に働きかける交渉術を見せてることも、ノウハウ伝授の一環です。

田村さんは中間支援組織全体に必要な心構えを、「支援先からの訪問を待つのではなく、自分たちから相手を積極的に訪ねて、現場のニーズを把握すること」と主張します。「現場の人がある機能を提供していけるのが、本来の中間支援組織の姿です。しかし、社会の課題は千差万別。専門性の高い「テーマ型の中間支援」がこれからは求められていると思います」。異なる分野で高い専門性を持って活躍するメンバーがそろい、多種多様な活動団体をサポートするe dg eは貴重な存在です。より実のある活動をめざし、行動を起こしたい若者へのきつかけづくりに励みます。



▲メンターが社会起業家の卵を応援します

の間を貫く事業の組み立てが必要です。しかし、案外、地域のニーズが見えていないくて、課題が絞り

第6回目の今年、入賞したプランは、葬儀プランの提案と同時に遺族へのアフターケアを行うゲ

リーフサポート、脱毛に悩むがん患者うを美容面からケアするサービスなど。どちらも自分自身の体験もしくは身近な当事者の存在をきっかけに生まれたブランドです。先にニーズが見えていたプレイヤーは、課題の設定に接することができない、いいプレゼンを見せてくれたことが多いそうです。

コンペ終了後も毎月のコンサルティングなどでプレイヤーを支援。過去のプレイヤーも参加し、情報交換しながらプランの見直しを図る光景が見られるそうです。また、コンペの合宿先は協賛企業の研修施設を提供してもらうなど、企業との連携も広がっています。これは逆に言えば、社会起業家育成に間接的に関わる機会を企業に提供していること



活動に新たな展開生む 人ととのマッチングを

大阪狭山市レクリエーション協会代表 井上 健太郎さん

子どもたちとキャンプを行う団体で活動しています。野外活動を通してリーダーシップを取れる場を提供するもので、いろいろなマナーや起床後の整理から体験プログラムまで、すべて高学年の子が指導します。

私自身、野外活動から学べたものが多くの子どもたちにも体感する機会を与えてから始めた。規模が大きくなつて思うのは、社協さんにコーディネート機能を活かしてもらうと活動が広がるということです。これまでに野外活動リーダーの養成などの連携など、参加した子ども

たちが成長を感じできるような展開をはじめ、新たなニーズを掘り起こす仕掛けづくりにも期待しています。



が深まりますよね。学校や先生、保護者とともに、地域住民皆がつながることで何か面白いものが生まれる。そういう豊かなまちづくりを夢見てています。



市民活動の特長を活かす セカンドステージの到来

市民活動の成熟に伴い、多くの中間支援組織が誕生してきました。阪神・淡路大震災の発生によるボランティア活動の一般化や、NPO法の成立などを背景に、多種多様なボランティア団体、市民団体が発足。加えて、社会福祉構造改革の中ですべてを行政に依存するのではなく、できることは自分たちでやっていくべきということに市民が気づき、動き始めたのです。

だからこそ、中間支援組織がネットワークを構築し、協働することによって、組織運営のスキルを交換したり、マッチングの可能

(以下社協)は、市民活動団体のミッションを明確にする役割を担う存在です。相談窓口であるボランティアセンターは、住民のニーズをいち早くキャッチして対応できることが強みです。社協の基幹機能であると言つても過言ではありません。

もうひとつ挙げられるのは、社協は校区福祉委員会など地縁の組織とつながっている一方で、環境保全や多文化共生など

たちが成長を感じできるような展開をはじめ、新たなニーズを掘り起こす仕掛けづくりにも期待しています。

地域にはウェブ作成やビデオ撮影などいろいろな得意分野を持つ人がいて、その情報をストックできるのも、日頃から人との出入りがある社協さんの強みです。NPOからの相談に対しても「こんな人がいるよ」とマッチングしてもらえた後、地域交流も深まりますよね。学校や先生、保護者とともに、地域住民皆がつながることで何か面白いものが生まれる。そういう豊かなまちづくりを夢見てています。

中間支援組織のムーブメントで 社会に新たな潮流を

大阪市立大学大学院生活科学研究所

岩間 伸之さん

市民との近さが社協の強み 他団体を引っ張る旗印に

その中でも社会福祉協議会

性を広げるといった、新たな機能が求められています。もっと積極的に言えば、社会全体の動向を把握した上で、活動の位置づけを確認し、組み立て直すという作業です。中間支援組織同士が活動を評価し、社会の動きに連動した新しい潮流を創り出す。足元がぐらついているNPOなどに再活性化を促す刺激剤となるのが、中間支援組織によるムーブメントなのです。

ネットワークを構築し、協働することで、組織運営のスキルを交換したり、マッチングの可能

もちろん社会的課題は多岐にわたり、一組織で横の広がりと縦の深まりを備えることは難しい。だからこそ、中間支援組織士のネットワークが大切です。ある相談を受けた時、それに対する専門性が不十分だったとしても、ネットワークがあれば他の組織につなげることができま

す。多種多様な団体を束ねながら社会に旗印を立てる役を社協は担っています。



▲岸和田市ボランティアサロン実行委員のみなさん
(写真は、当日参加者のみ。現在の実行委員数は、男性8人、女性8人の合計16人)



(大阪府市町村ボランティア連絡会
広報部会)

このサロンは、ボランティア活動に関心のある人なら誰でも参加でき、企画・運営はボランティアサロン実行委員会が行う手作りのイベントです。実行委員は、岸和田市ボランティア連絡会のメンバーや個人登録ボランティア、福祉施設の職員が参加しています。まず、ボランティアグループや個人

大阪府市町村ボランティア連絡会では、活動の担い手育成、他団体との連携、活動主体の多様化などボランティアを取り巻く課題について、各フロックでの交流会や研修会等を通じて検討しています。

今回はボランティア活動への参加のきっかけ作りとして、4月17日に開催された岸和田市ボランティアサロンドの取り組みを紹介します。

ボランティア活動へ参加のきっかけづくり ～第69回岸和田市ボランティアサロン～

**参加のきっかけづくり
ティアサロン、**

ボランティアの紹介があり、その後各テーブルごとに交流会を実施。今回、グループ紹介でダンスを披露した小学生们がそれぞれのテーブルに加わり、大人たちもボランティアのことを探してもらえるようにと話に熱が入りました。また、サロンに参加してボランティアに興味を持った人のためにボランティアアドバイザーが相談にあたり、活動につなげます。

サロン修了後、実行委員で今日の活動を振り返り、次の企画に活かしていきます。ボランティア活動への参加呼びかけで工夫していることを聞くと、「若者に参加してもらうことも大事だけれど、高齢になつてもできるボランティア活動があることを伝えていいたい」と実行委員。

このようにそれぞれの地域で、ボランティアに興味がある人とボラン

市民活動の今

Close up! 住民参加型在宅福祉サービス

住民参加型在宅福祉サービスとは、利用者と提供者が会員制の仕組みをとって非営利・有償で提供されるサービスで、制度の谷間にある地域住民のニーズに柔軟に対応する住民相互の助け合いを基盤とした市民活動です。

このコーナーでは、市民活動が多様化する中で、従来から先駆的な取り組みを行ってきた「住民参加型在宅福祉サービス」を取材することで、これから市民活動のあり方を考えてみたいと思います。

社会的ハンディのあるすべての人が対象

高槻市 社会福祉法人 高槻ライフケア協会



▲理事長の川浪スエ子さん(右端)と
同会のメンバー



▲障がい者デイサービス「くらし創造の家朋(とも)」のイベントには多くのボランティアが集まります

源を活用し対応しています。隙間のないケアの実現は、ニーズや社会資源を共有できる他団体との信頼関係と「『助け合いの社会をつくろう』という想いに感動して活動を始めた」スタッフのボランティア精神に支えられています。

協会では、さらに障がいの種別や分野の壁をなくし、サービスの対象者を「社会的ハンディのある人」と拡大。障がいのある乳幼児などハンディが重複する人や、普段は元気だが心身の不調で外出できなくなった人も含まれ、“枠組みを外した”助け合いの実現に近づけています。

「ニーズがあり、担い手がいるなら、何でもやりたい」と理事長の川浪スエ子さん。今後はターミナルケアも視野に。「死を前にした人への寄り添いや、亡くなられた後の家財処分などをどう解決するか。住み慣れた地域で、安らかに最期を迎えられる環境をつくりていきたいですね」。

公平で有効な基金運用を目指して

東大阪市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター



善意銀行の寄付金で、児童養護施設の子どもたちを夏季林間学校へ招待。

**第二者の目線で
活発な意見交換**

東大阪市社会福祉協議会(いはば)は、住民参画による地域福祉推進の中核組織として「ボランティア・市民活動センター」事業を積極的に展開するため、従来の善意銀行、運営委員会を平成15年に「ボランティア・市民活動委員会」に改めました。委員会は、校区福委会員会、民生・児童委員協議会連合会、福祉施設会、ボランティア連絡会、少年補導員協議会などの代表、NPO関係者、市関係職員、学識経験者などで構成されています。

年に4回の委員会では、ボラン



福祉教育で使用する白杖、アイマスク、および人材育成のための養成講座は、ボランティア基金の運用益を活用。

ティア・市民活動事業の企画運営、ボランティア基金の増資や管理運営、善意銀行の適正な運営、子育て

を地域で支え合う「ファミリー・サポート・センター」事業について審議を行ってあります。さまざまな立場から活発な意見が出され、アイデアが事業に活かされることも少なくありません。ファミリー・サポート・センター事業の出前講座もその一つ。各地域に出向くことにより、事業は確実に浸透しています。

チャリティーコンサートでボランティア基金を増資

CSW配置事業により分野を超えた連携目指す

平成22年度より、運営委員会が審議する事項に、校区福委会員会による「小地域ネットワーク活動」の推進とCSW(コミュニケーション・シャルワーカー)を配置する「いきいきネット相談支援センター」事業が加わりました。

13か所あるCSWは、相談業務の住民主体の事業推進に欠かせない自主財源として昭和63年に「ボランティア基金」を設立。2億円の目標を掲げ、民生委員・校区福委会員が中心となって、福祉関係団体、企業、などあらゆる団体や個人に対し、継続的な寄付協力を呼び掛けました。その結果、現在約1億5000万円が集まっています。寄付金は原資として積み立て、運用益はボランティア育成のための事業に活用されています。

また、基金の増資を図るため、平成8年より、2年に1回、市民会館のホールで「ボランティア基金チャリティーコンサート」を開催。会場には、活動パネルを展示し、基金の募金箱を設置して、啓発活動も行っています。ちなみに、チャリティーコンサートの企画運営、受付・案内、誘導、司会や手話通訳、要約筆記などは、委員のほか、すべてボランティアが行っています。



チャリティーコンサートのある年は、準備委員会も兼ね年6回の委員会を開く。



強化とともに、フットワークの良さを活かし、地域包括支援センター、校区福委会員会、福祉施設や関係機関、ボランティア・市民活動団体と連携して、地域福祉の分野横断的なネットワークづくりを行います。また、センターでは、大阪商業大学公共経営学科のゼミナールと協働しての調査・研究も、本年度よりスタートしています。

このように、「みえる社協」を目指していくなか、地域の縮団のように多様な立場が凝縮された委員会の役割は、一層重要なものでしょう。

情報コーナー

◆豊中市

ボランティアスクール入門講座

これからボランティア活動を始めたい人を対象に、「福祉の町づくりとボランティア」をテーマに基礎知識を学びます。

◆日時・内容・講師

1回:平成22年6月11日(金)午後1時30分～3時30分「はじめませんかボランティア」吉田芳子さん(豊中市社会福祉協議会 理事)

2回:平成22年6月18日(金)午後1時30分～3時30分「車椅子・アイマスク・インスタントシニア体験学習」市社協登録ボランティアグループ みちしるべ&ステッキ

3回:平成22年6月25日(金)午後1時30分～3時30分「ボランティアの体験談や施設での活動について」登録ボランティア・校区ボランティア部会 ほか

◆場所 豊中市すこやかプラザ 2階会議室

◆受講料 315円(資料・保険代)

◆申込 電話またはFAX(定員30人・先着順)

◆問合せ 豊中市社会福祉協議会 ボランティアセンターぶらっと ☎06(6848)1000 FAX06(6841)2388

◆岸和田市

第70回 ボランティアサロン開催!

何か始めたい人、ボランティアについて聞きたい人は、お気軽に越しください。サロン後は、個別相談もお受けします。

◆日時 平成22年6月19日(土)午後2時～4時

◆場所 岸和田市立福祉総合センター 2階会議室

◆申込 申込・参加費不要

◆問合せ 岸和田市ボランティアセンター

☎072(430)8366 e-mail vc@syakyo.or.jp

◆松原市

初めてのボランティア体験2010 in まつばら たこ焼を作ってボランティアやってみよう

興味はあるけど、きっかけがないというあなたへ。特別な資格がなくてもボランティアはできます。新しい出会い、新たなチャレンジ、新たな自分を発見したい人集合! 障がい者施設の職員やボランティアとの出会い・交流イベントです。

●大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター ☎542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL: 06-6762-9631 FAX: 06-6762-9679

市町村名	所在地	電話	FAX	市町村名	所在地	電話	FAX
北 摂							
池田市	〒563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444	河内長野市	〒586-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
茨木市	〒567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0086	太子町	〒583-0991 太子町大字春日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
島本町	〒618-0022 島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325	千早赤阪村	〒585-0041 千早赤阪村大字水分195-1 保健センター内2階	0721-72-0294	0721-70-2037
吹田市	〒564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202	富田林市	〒584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
摂津市	〒566-8555 摂津市三島1-1-1 摂津市役所西別館1階	06-6318-1128	06-6383-9102	羽曳野市	〒583-8585 羽曳野市鷺田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
高槻市	〒569-0804 高槻市総合福祉会館内	072-683-2200	072-683-2209	東大阪市	〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
豊中市	〒560-0023 豊中市岡の町2-1-15 豊中すこやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005	藤井寺市	〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
豊能町	〒563-0101 豊能町吉川187 町立保健福祉総合施設豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524	松原市	〒580-0043 松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294
能勢町	〒563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623	八尾市	〒581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
箕面市	〒562-0036 箕面市船場西1-11-35 箕面市総合保健福祉センター分館	072-749-1535	072-727-3590	河 北			
交野市	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3737	泉大津市	〒595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
門真市	〒571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456	和泉市	〒594-0041 和泉市北野5-1-7 和泉中央駅側歩行者デッキアムモール(唐	0725-57-0294	0725-57-3294
四條畷市	〒575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888	泉佐野市	〒598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立福祉センター内	072-464-2259	072-462-5400
大東市	〒574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828	貝塚市	〒597-0072 貝塚市島中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	072-439-0035
寝屋川市	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166	岸和田市	〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立総合福祉センター内	072-430-3366	072-430-3367
枚方市	〒573-1191 枚方市立総合福祉会館ラボルひらかた内	072-841-0181	072-841-0182	熊取町	〒590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
守口市	〒570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715	06-6993-0134	泉南市	〒590-0521 泉南市椿井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
河 南				高石市	〒592-0011 高石市加茂4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
大阪狭山市	〒589-0021 大阪狭山市今籠1-85 大阪狭山市立保健福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	田尻町	〒598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5015	072-466-8841
柏原市	〒582-0018 柏原市大字4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-972-6761	忠岡町	〒595-0812 忠岡町忠岡町2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
河南町	〒585-0014 河南町大字白木1371 河南町保健福祉センター内	0721-93-6299	0721-93-5299	阪南市	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900
堺市				岬町	〒599-0303 岬町深日3238-24	072-492-5700	072-492-5701

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL: 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL: 072-232-5420

◆日時 平成22年7月25日(日)午前10時～午後4時
◆場所 松原市総合福祉社会館
◆申込 7月15日(木)まで(16歳以上・定員20人)
◆参加費 無料
◆問合せ 松原市社会福祉協議会 まつばらピアセンター
☎072(337)7333 FAX072(335)0294

◆申込用紙請求・申込・問合せ 財団法人松翁会 事務局助成係 ☎100-0004 東京都千代田区大手町1-5-4 大手町ファイナンシャルセンター3階
☎03(3201)3225

◆清水基金

平成22年度 助成事業

清水建設(株)により設立された清水基金は、障がいのある方々の福祉の増進を図ることを目的とした助成事業を行っています。対象は、民間社会福祉法人施設の機能整備事業や、在宅福祉サービス等地域福祉活動推進のための機能整備事業です。

◆助成金・件数 1法人50万円～700万円(総額2億2,000万円(予定)) 50件～70件程度。

◆応募方法・締切 申込用紙は、返信用封筒(A4版、宛名記入、140円切手貼付)を同封のうえ郵送にて請求。応募は、必要事項を記入した所定の申込用紙および添付書類を7月31日(必着)までに提出。

◆申込用紙請求・申込・問合せ 社会福祉法人清水基金 ☎103-0027 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビル3階 ☎03(3273)3503

◆大阪府社協

ボランティア体験プログラム 参加者募集 誰もが気軽に楽しくボランティアに参加ください!

大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の共催で、大阪府内の社会福祉施設やボランティアグループ、NPO団体等の協力により、ボランティアを身近に感じてもらうためのプログラムです。サマーキャンプや夏祭りといったイベントや日常活動を利用者の人と一緒に過ごすなど、ボランティア活動を通して、人の出会いや自分の世界を広げませんか。

◆プログラム期間 平成22年7月1日～8月31日

◆申込受付期間 平成22年6月中旬～8月20日

◆対象者 小学生から社会人、高齢者まで。ボランティアに关心・興味のある人

◆問合せ 大阪府社会福祉協議会

大阪府ボランティア・市民活動センター

☎06(6762)9631 FAX06(6762)9679

ボランティアセンターでは、窓口や電話で
ボランティアに関する相談を受け付けています。
お近くのボランティアセンターへ行ってみよう!

ボランティア・市民活動保険 Q&A

Q 子どもが小さいため、今後ボランティア活動に同伴したいのですが、その場合ボランティア保険に入ることはできますか。

A 加入に年齢制限はないため未成年者でも入ることは可能です。しかし、お子様が「自発的に社会に貢献する目的を持って取り組む無償の活動」であることが前提ですので、付き添いなどのみで活動に参加されないのであれば対象外になります。なお賠償責任については未成年の場合は親権者の責任となりますので、加入者の親権者が保険の対象になることがあります。

Q 地域の子どもを集めてサッカー教室を行います。指導者はボランティアですが、この場合は保険の対象になりますか。

A 「広く地域や社会に貢献する対外的な活動」であれば対象となります。この場合、会員限定での指導ではなく、地域の子どもたちを対象にしている場合は、ボランティアとしてみなされ対象となります。

22年度「ボランティア総合保障制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険

補償内容		日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。			
傷害部分		B プラン	C プラン		
本人	死亡・後遺障害保険金額	2,935 万円	1,281 万円		
ボランティアの参加者	入院保険金日額	9,000円	6,000円		
	通院保険金日額	6,000円	4,000円		
	手術保険金	9・18・36 万円	6・12・24 万円		
	特定感染症	補償します	補償します		
	天災	×	補償します		
賠償部分		5 億円限度額 (免責なし)			
年間保険料		ボランティア 1 名あたり 500 円 700 円			
加入対象	社会福祉協議会に登録、届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体				
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ・無償であること（交通費、食事代など除く） ・自助活動ではないこと 				
保険期間	平成 22 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)				

各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険

就業中のみの危険担保・準記名式契約特約（一部付保）付帯普通傷害保険／賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

補償内容		ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。	
傷害部分		A プラン	B プラン
本人	死亡・後遺障害保険金額	490 万円	916 万円
参加者	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	2,000円	
	手術保険金	3・6・12 万円	
賠償部分		1 名 1 億円限度（免責金額なし） 1 事故 2 億円限度（免責金額なし）	
		1 事故 500 万円限度（免責金額なし） 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度	
年間保険料		4,900 円	6,300 円
加入対象	社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合には加入できません。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された団体・グループ。		
保険期間	平成 22 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (中途加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)		

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。なお、上記の内容は平成22年4月1日から平成23年3月31までのものです。



三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 T540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1
TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098
ホームページ www.ms-ins.com

Q 地域の子どもを集めてサッカー教室を行います。指導者はボランティアですが、この場合は保険の対象になりますか。

A 「広く地域や社会に貢献する対外的な活動」であれば対象となります。この場合、会員限定での指導ではなく、地域の子どもたちを対象にしている場合は、ボランティアとしてみなされ対象となります。

各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険

傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約付傷害保険（I型）・
国内旅行傷害保険（II型）／賠償責任保険（施設所有（管理）
者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

補償内容		日本国内において「ボランティアアグレーブや NPO 法人の市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入いただくものです。※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。	
傷害部分		I 型（宿泊なし） II 型（宿泊あり）	
本人	死亡・後遺障害保険金額	500 万円	
参加者	入院保険金日額	3,000円	
	通院保険金日額	2,000円	
	手術保険金	3・6・12 万円	
賠償部分		対人 1 名 1 億円限度（免責金額なし） 1 事故 2 億円限度（免責金額なし）	
		対物 1 事故 500 万円限度（免責金額なし） 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度	
保険料		I 型	II 型
A 区分	30 円	1泊2日	208 円 4泊5日 314 円
B 区分	134 円	2泊3日	257 円 5泊6日 322 円
C 区分	262 円	3泊4日	265 円 6泊7日 330 円
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体		
保険期間	行事期間中 (開催前日までに受付が必要)		

移送サービス活動に 移送中事故傷害保険

タイプ I : 交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険

補償内容		日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭乗している間の急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。			
傷害部分		I 型（車両特定）			
本人	死亡・後遺障害保険金額	226.0 万円			
参加者	入院保険金日額	3,000円			
	通院保険金日額	2,000円			
	手術保険金	3・6・12 万円			
賠償部分		対人 対物			
		年間保険料 2,000 円 (乗車定員 1 名)			
加入対象	社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。				
保険期間	平成 22 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (中途加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)				

各種損害保険・生命保険取扱 (株)島本保険事務所

T541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
大阪センタービル2階 (伊藤忠ビル)
TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686